

簡易水道事業特別会計予算

議案第21号

令和2年度棚倉町簡易水道事業特別会計予算

令和2年度棚倉町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,573千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年3月4日 提出

棚倉町長 湯 座 一 平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		11,275
	1 使用料	11,271
	2 手数料	4
2 繰入金		22,796
	1 繰入金	22,796
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		101
	1 延滞金、加算金及び過料	95
	2 預金利息	1
	3 雑入	5
5 町債		3,400
	1 町債	3,400
歳 入	合 計	37,573

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 簡 易 水 道 費		19,066
	1 簡 易 水 道 管 理 費	19,066
2 簡 易 給 水 施 設 費		1,120
	1 簡 易 給 水 施 設 管 理 費	1,120
3 公 債 費		17,387
	1 公 債 費	17,387
歳 出	合 計	37,573

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
簡易水道施設整備事業	千円 3, 400	証書借入	5%以内 (ただし、 利率見直し方式で借 り入れる場合におい ては、利率の見直し を行った後の利率)	40年以内 (内据置5年以内)。ただし、町財 政の都合により据置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは低利に借換えするこ とができる。
計	千円 3, 400			